



島根県報

令和5年2月28日（火）

号外第18号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更（2件）

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 5

告 示

島根県告示第131号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年2月28日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	佐田八神線	出雲市佐田町大呂301番8地先から同2409番地先まで	前	メートル 7.90～ 9.80	メートル 58.10	出雲県土整備事務所	災害防除工事 拡幅
			後	14.90～ 26.50	58.10		
〃	斐川一畑大社線	出雲市大社町鷺浦273番5地先から同737番2地先まで	前	5.60～ 13.90	167.50	出雲県土整備事務所	道路改良工事 拡幅
			後	5.60～ 14.40	167.50		

島根県告示第132号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年2月28日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	温泉津川本線	邑智郡川本町大字川下3652番1地先から同地先まで	前	メートル 34.40～ 37.10	メートル 8.00	災害防除工事 減幅
			後	33.40～ 34.40	8.00	
"	"	邑智郡川本町大字川下3652番1地先から同3653番7地先まで	前	23.30～ 32.90	56.50	災害防除工事 減幅
			後	10.50～ 31.40	56.50	
"	川本波多線	邑智郡美郷町吾郷37番15地先から同1773番2地先まで	前	17.50～ 20.50	78.80	災害防除工事 拡幅
			後	22.70～ 28.40	78.80	
"	"	邑智郡美郷町吾郷1770番1地先から同30番2地先まで	前	19.40～ 26.20	85.40	災害防除工事 拡幅
			後	19.40～ 38.40	85.40	
"	"	邑智郡美郷町吾郷1756番4地先から同1755番1地先まで	前	20.50～ 53.80	22.10	県央県土整備 事務所 災害防除工事 拡幅
			後	20.50～ 53.80	22.10	
"	"	邑智郡美郷町高畑334番41地先から同336番1地先まで	前	11.50～ 15.60	24.30	災害防除工事 拡幅
			後	12.20～ 38.50	24.30	

〃	〃	邑智郡美郷町高畑333番 1地先から同地先まで	前	10.80～ 27.10	80.10	災害防除工事 拡幅
			後	16.00～ 37.50	80.10	
〃	〃	邑智郡美郷町高畑329番 1地先から同212番4地 先まで	前	11.90～ 31.20	101.70	災害防除工事 拡幅
			後	12.50～ 45.40	101.70	
〃	邑南飯南線	邑智郡美郷町長藤155番 3地先から同151番1地 先まで	前	17.60～ 31.80	59.90	災害防除工事 拡幅
			後	21.10～ 40.80	59.90	

島根県告示第133号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年2月28日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	窪田山口線	大田市山口町山口字奥原770番3地先から同771番2地先まで	メートル 184.15	令和5年 2月28日	県央県土整備事務所大田事業所	